**令和７年度**

**伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１**

**焼却灰等運搬・処理業務委託**

**特記仕様書**

**伊勢崎市**

**清掃リサイクルセンター２１**

**１．業務名**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１焼却灰等運搬-処理業務委託

**２．業務内容**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１では、一般廃棄物の処理に伴い発生した焼却灰等については、第４期一般廃棄物最終処分場において埋立処理を行っている。

本業務は、第４期一般廃棄物最終処分場に埋立処理を図っている焼却灰等の内、固化灰・焼却不燃残渣・粗大残渣を対象物として、「伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１焼却灰等運搬-処理業務委託公募型プロポーザル」によって決定された受注者により、適正に外部搬出を行い、第４期一般廃棄物最終処分場の延命化を図るものである。

本業務の各処理対象物の積込み、運搬、処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）によるとともに、環境省通知（環廃対発第080619001号及び環廃対発第1410081号）による「廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。」及び、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」等のことに基づいて、適正に業務を行える者をプロポーザルにより選定して受注者とする。

また、各処理対象物のｔあたりの見積もり額を参考として提出するものとする。

**３．履行予定期間**

令和７年８月１日から令和８年３月３１日までとする。

**４．処理対象物**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１から排出される下記の焼却灰等を処理対象物とする。

・固化灰（飛灰をセメントで固めたもの）

・焼却不燃残渣

・粗大残渣

**５．処理対象物の搬出予定数量及び、処理方法**

　適正に下記の処理対象物について積込み、運搬を図るとともに、処理を行うものである。

1. 固化灰については、予定数量１,６８０ｔを外部搬出して、埋立処理を行うこと。
2. 焼却不燃残渣については、予定数量５９０ｔを外部搬出して、埋立処理を行うこと。
3. 粗大残渣については、予定数量３５０ｔを外部搬出して、埋立処理を行うこと。
4. 固化灰については、予定数量１４０ｔを外部搬出して、溶融化処理等を行うこと。

**６．本業務の実施**

本業務の実施にあたっては、プロポーザルの提案に基づき、本委託の監督職員等と綿密な協議を行うこと。協議の結果、変更の必要性が生じた場合には、変更内容について検討を行い、実施を図ること。

積込みについては、清掃リサイクルセンター２１の重機を貸与し、受注者において資格を有する運搬従業者等により行うものとする。ただし、プロポーザルの提案により、本方法と同等以上と認めた場合は、その限りではない。

**７．提出書類**

本業務の実施にあたっては、業務の目的、履行期限等を踏まえて、業務の実施工程、実施方針及び、実施手順を定めた業務実施計画書を作成し、承認を得るものとする。

また、受注者は、本業務の実施に伴う協議において、必要となった書類については、速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

**８．業務報告**

受注者は、毎月の業務終了後、収集運搬量（埋立処分）等を記載した実績報告書を翌月の10日までに提出すること。

**９．疑義**

諸規定及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者により協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

**10．事故の対応**

本業務中に車両事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告した上で、受注者が全責任を持って誠実に解決すること。また、速やかに事故の概要を記載した事故報告書を発注者に提出すること。

**11．緊急連絡及び処理体制の確保**

常時、発注者と連絡が取れる体制を確保し、連絡先等を予め発注者に書面にて通知すること。

特に、災害時や緊急時等、発注者から指示があった場合に直ちに対応できる連絡体制及び処理体制を確保すること。

連絡体制に変更が生じる場合は、新体制が開始する月の前月の末日までに発注者に報告すること。

**12．その他**

本特記仕様書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び伊勢崎市契約規則等関係法令の定めによるとともに、本業務の監督職員等と協議を行うこと。